

春日井市防犯灯電気料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の犯罪及び交通事故の防止その他住民の安全に資するため、区、町内会、自治会等に対し、防犯灯の電気料に対する補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす団体で、市長の認めるものとする。

- (1) 区、町内会又は自治会等で市に届出をしたもの。
- (2) 事業遂行のため自ら管理・運営し、かつ、適正に経理・監査する能力を有するもの。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、補助事業者が支出する毎年4月30日現在設置されている防犯灯に係る電気料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、年間電気料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

2 前項に規定する年間電気料は、4月分の電気料に12を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、春日井市防犯灯電気料補助金交付申請書（第1号様式）に4月分の電気料領収書の写しを添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、春日井市防犯灯電気料補助金交付決定通知書（第2号様式）により、前条の申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、前条の規定による交付決定通知後、前条の交付決定を受けた者の請求に基づいて交付する。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還をさせることがある。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 申請書類に虚偽の事実を記載したとき。

(書類の提出部数)

第9条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市防犯灯電気料補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市防犯灯電気料補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者 住 所
団体名
役職名
氏 名

年度春日井市防犯灯電気料補助金交付申請書

防犯灯電気料補助金の交付を受けたいので、春日井市防犯灯電気料補助金交付要綱第5条により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額 円
(内訳 年度4月分電気料 円×12月×1/2= 円)
※100円未満の端数は切り捨て

2 添付書類 4月分電気料金領収証の写し

第2号様式

春 第 号
年 月 日

様

春日井市長

年度春日井市防犯灯電気料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありましたこのことにつきまして、
次のとおり交付します。

1 補助金決定額 円

(内訳 年度4月分電気料 円×12月×1/2= 円)

※100円未満の端数は切り捨て